

平成 24 年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等 (詳細版)

平成 25 年 6 月 7 日
中 小 企 業 庁

はじめに

平成 24 年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となる等、多くの下請事業者にとって依然として厳しい対応を迫られる状況が続いていた。

このような経済環境の中で、親事業者と下請事業者との取引（下請取引）においては、下請事業者に対して不当なしわ寄せが生じることが今なお懸念されている状況である。

中小企業庁では、こうした経済情勢を踏まえつつ、平成 24 年度においては、以下のとおり、親事業者に対する書面調査や立入検査の実施、これらの結果を踏まえた改善指導や公正取引委員会への措置請求など下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行った。平成 24 年度の下請取引の適正化のための取り組みは、以下のとおりである。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 中小企業庁長官からの公正取引委員会に対する措置請求

親事業者に対する立入検査によって明らかとなった違反行為の中で、特に下請事業者に対する影響が重大である案件については、下請代金法第 6 条に基づき中小企業庁長官から公正取引委員会に対して措置請求を行うとともに企業名を公表している。平成 24 年度においては、1 件（平成 23 年度 4 件）の措置請求を行った（〔表 1〕参照）。

〔表 1〕公正取引委員会に対する措置請求案件

件名	概要	違反法条	措置請求日
(株) A に対する件	壁紙、床材、カーテン等のインテリア製品の下請事業者への製造委託において、支払うべき下請代金の額から自社の製品カタログである見本帳の作成経費の一部について、「見本帳協力金」としての減額や、単価引下げの合意日前に発注したインテリア製品の下請代金について、引下げ後の単価を遡って適用し、差額を差し引いていた。 また、自社の取引先に対する納入価格が引き下げられたことを受け、その引下げの対象であるインテリア製品に係る下請代金の額を一部差し引いていた。 (下請事業者 63 名、総額約 5 億 5,701 万円)	第 4 条第 1 項 第 3 号(減額の禁止)	H25.1.22

(2) 書面調査等の状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、「下請代金の不当な減額」、「支払遅延」などの下請代金法上の 11 の禁止行為（以下「実体規定関係」という。）に該当する行為や発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務等（以下「手続規定関係」という。）に違反している事実等が確認された場合には、親事業者に対して改善指導を行い、減額した下請代金

の返還、遅延利息を含めた下請代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成 24 年度には、親事業者 45,127 社（平成 23 年度 45,074 社）に下請事業者 224,658 社（同 205,024 社）を加えた計 269,785 社（同 250,098 社）に対して書面調査を実施し、その結果から下請代金法違反のおそれのある 9,011 社（同 9,712 社）の親事業者へ指導文書を発出した。

また、中小企業庁及び地方の各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある事業者についての情報提供・申告の受付を随時行っており、平成 24 年度は 79 件（同 69 件）について調査を行った（表 2 参照）。

[表 2] 下請代金法の運用状況

年度 事項	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
書面調査・申告	229,388	249,639	250,167	269,864
うち申告等	67	51	69	79
指導文書発出	8,720	11,770	9,712	9,011
立入検査等	1,052	1,224	1,319	1,158
うち特別事情聴取	35	26	19	23
改善指導措置	975	1,139	1,190	1,035
公取委への措置請求	2	4	4	1

(3) 立入検査による改善指導の状況

平成 24 年度は、違反のおそれのある 1,158 社（平成 23 年度 1,319 社）に対し立入検査等を実施し、そのうち、1,035 社（同 1,190 社）に対して書面により改善指導を行った。

違反の内容としては、実体規定関係の禁止行為の違反としては、「支払代金の支払遅延」、「下請代金の減額」が多く見られ、これらの違反行為を行った親事業者に対して、改善指導を行った（[表 3] 及び別紙 1 参照）。

また、そのうち 289 社に対しては、減額した下請代金及び支払遅延に係る遅延利息について、合計で約 1,294 百万円（同 699 百万円）の支払を指導（[表 4] 参照）するとともに、発注時の発注書面の交付（発注内容、発注金額、納期、検収期間、知的財産権の取扱などの事項を定め記載したもの）の徹底や、下請取引の記録を記した関係書類の保存の徹底に関して指導を行うとともに、下請代金法の違反行為が今後生じることのないよう、これらの親事業者に対して、社内における体制整備など再発防止についての指導を行った。

[表 3] 改善指導措置の内訳

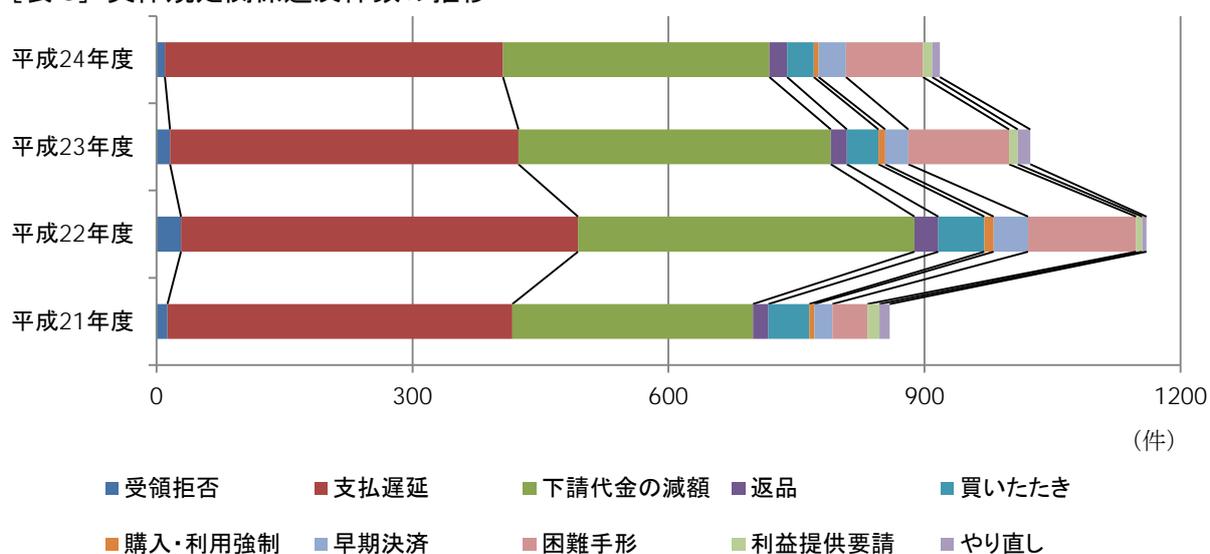
(単位：件)

年度 内訳	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実体規定違反合計	859	1,160	1,024	918
受領拒否	13	29	16	10
支払遅延	404	465	408	396
下請代金の減額	282	394	366	312
返品	18	28	19	21
買ったたき	48	54	37	31
購入・利用強制	6	11	8	6
報復措置	0	0	0	0
有償材の早期相殺	21	40	27	32
困難手形	41	127	118	90
利益要請	14	7	10	11
やり直し	12	5	15	9
手続規定違反合計	1,653	2,059	2,067	1,797
書面不備・未交付	856	1,097	1,110	960
書類未保存	767	962	957	837

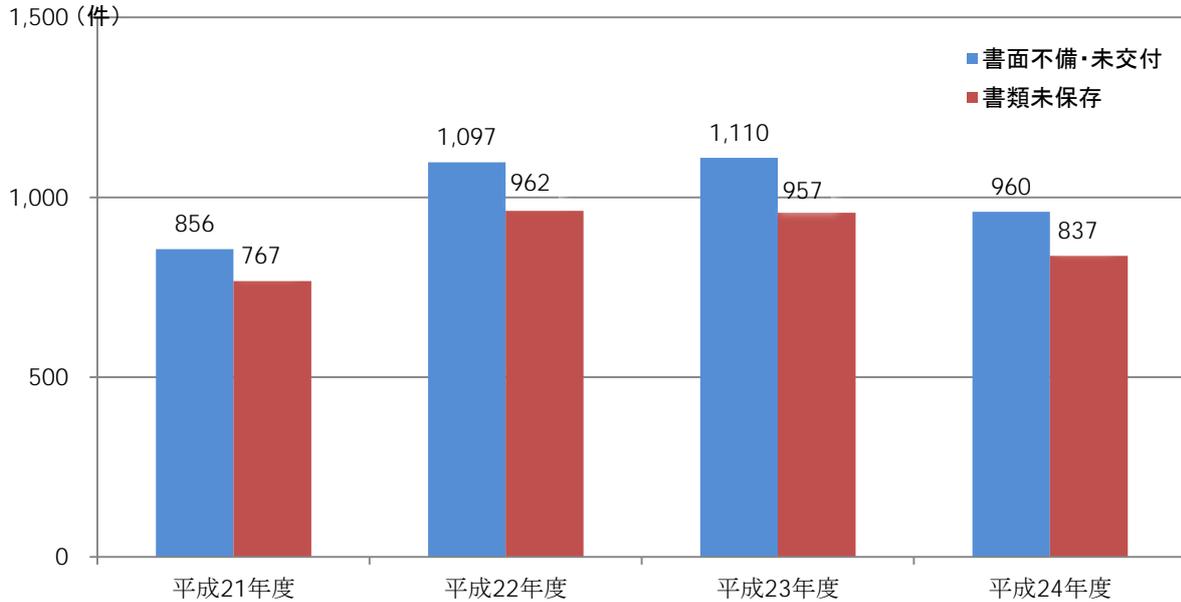
[表 4] 減額した下請代金の返還及び支払遅延に係る支払遅延利息の支払状況

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
返還額（百万円）	405	1,021	699	1,294
親事業者数（社）	257	396	305	289

[表 5] 実体規定関係違反件数の推移

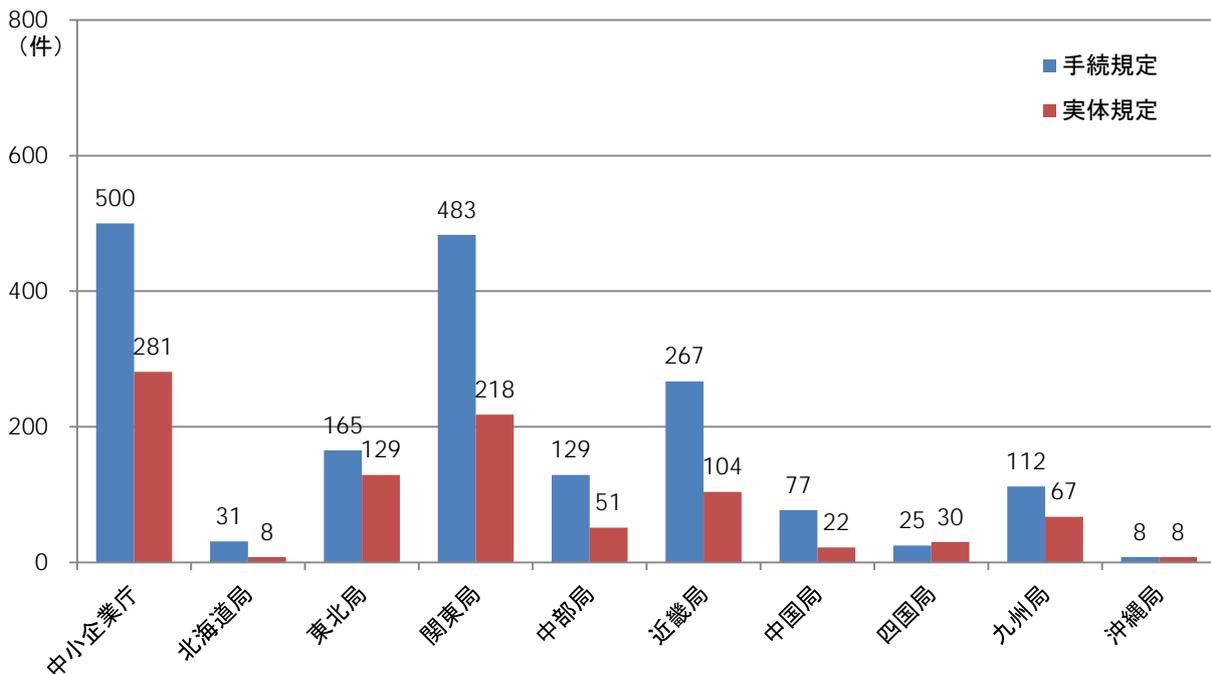


[表 6] 手続規定関係違反件数の推移



立入検査については、中小企業庁及び全国 9 か所の経済産業局（沖縄経済産業部を含む）内の取引関係部署が担当しており、平成 24 年度に手続関係規定及び実体関係規定違反として改善指導措置を採った合計件数はそれぞれ 1,797 件及び 918 件となっており、部署別の内訳は以下のとおりである。（[表 7] 参照）。

[表 7] 中小企業庁・経済産業局別の実体・手続関係規定の違反件数（平成 24 年度）



(4) 特別事情聴取の実施

立入検査とは別に、平成 20 年度から、①書面調査が未提出の事業者、②改善指導を連続して受けた事業者、③改善報告書の提出が遅れている事業者等に対して、中小企業庁及び経済産業局の幹部等が、社内体制の状況、違反行為が繰り返される理由、今後の改善方針等についての特別事情聴取を行っている。

平成 24 年度は、23 社を対象に特別事情聴取を実施し、違反等の発生原因を確認するとともに、社内説明会や研修の実施、コンプライアンス委員会の設置、内部監査の強化等によって、下請代金法に対する遵守体制の整備等についての取組状況を確認した。

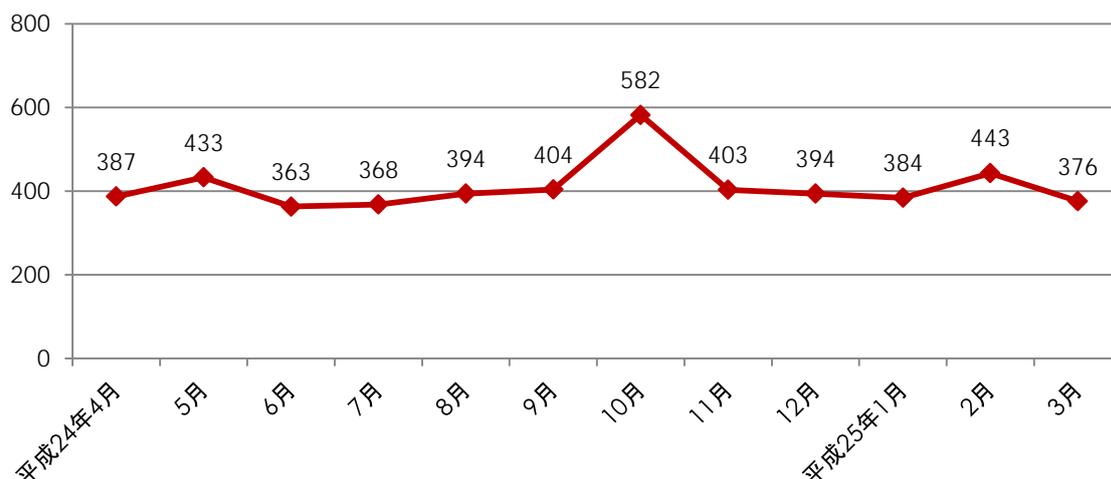
2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、財団法人全国中小企業取引振興協会と全国 47 都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。開設と同時に全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

(1) 下請かけこみ寺の相談受付件数

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 24 年度の相談実績は 4,931 件（平成 23 年度 4,179 件）となっており、その内容は「下請代金法」に関する相談件数が 885 件（同 925 件）、「建設業」に関する相談件数が 1,293 件（同 1,021 件）、「運送業」に関する相談件数が 175 件（同 148 件）、「その他」に関する相談件数が 2,578 件（同 2,085 件）となっている。

[表 8] 下請かけこみ寺相談件数（月次実績）



また、弁護士による無料相談を、平成 24 年度は 751 件（平成 23 年度は 610 件）受け付けている。

【相談事例】

A社は、B社から食品製造を受託したが、代金を払ってくれない。また、B社の原料を

保管しているが、その費用も払ってくれない。

→ 代金等について「返済計画」を示し債務承認を得るよう交渉してはどうか、さらに、B社の対応を見つつ「支払督促」を考慮してみるのも一つの方法と助言した。A社が助言に従い交渉したところ、「返済計画」通りの支払いがあった。

(2) ADRの実施

全国の弁護士約180名を「下請かけこみ寺」に登録し、本部が主導して各地でADR（裁判外紛争解決手続）を行い、平成24年度は30件（平成23年度25件）の案件に対応した。

【和解事例】

A社は、B社からサイト作成を請け負い、代金410万円を請求したが、納期が遅れたこと及び当初契約額を大幅に上回った請求額であることから支払いを留保されている。

納期遅延及び当初契約額を大幅に上回った原因は、作業開始後に追加作業の依頼があったためとしているが、A社の申立に対してB社は、追加作業の依頼をしたわけではなく、それらは当初契約の内容に含まれる作業を依頼したものにすぎないと認識しており、解決せずにいた。

→ 追加作業は当初契約に含まれるものかどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として250万円を支払うことで和解が成立した。

3. 下請取引適正化の推進

(1) 講習会等の開催（表9参照）

① 下請代金法講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を対象として講習会を開催した。

② 下請取引適正化推進月間（11月）

下請代金法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

平成24年度は、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRするため、下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語の一般公募を行い、応募作品の中から、特選1点、入選9点を決定。特選作品の「**下請法 知って守って 企業のモラル**」をキャンペーンの標語として、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底するための下請取引適正化推進講習会の開催等下請代金法の周知を図った。（〔表9〕参照）
※下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語の一般公募結果はURLを参照。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2012/1001Suishin.htm>

③ 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2012

下請取引適正化推進シンポジウム2012（東京、大阪）及び下請取引適正化セミナー（札

幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡)を開催し、企業の調達担当者等が参加した。

シンポジウムでは、コンプライアンス(下請代金法遵守など)の強化に取り組む企業からの先進事例の紹介やコンプライアンス強化と取引適正化に向けた望ましい社内体制の在り方をテーマに企業法務部等の代表者や弁護士等によるパネルディスカッションを行い、法令遵守の重要性について活発な議論が行われた。また、セミナーでは、親事業者の法務部等の代表から、下請取引の適正化の取組事例が紹介された。([表 9] 参照)

[表 9] 講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
● 下請取引改善講習会(実務担当者向け)	104回	13,328名
● 下請取引適正化推進講習会(注)	61回	7,805名
● 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	8回	1,367名
	アクセス数	ユーザー数
● Web セミナー動画	34,660回	3,106名

(注) 中小企業庁と公正取引委員会と協力して実施。両者の主催分の合計の実績。

(2) 下請取引の適正化に係る通達の発出

平成 24 年 4 月、電気料金の上昇及び原材料価格の上昇等に伴う負担の増加を下請事業者に一方向的にしわ寄せすることなく、適正な転嫁が可能となるよう、下請代金法の遵守を全国の親事業者約 2.2 万社に対し要請した。

また、平成 24 年 11 月には、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者約 3.3 万社及び関係事業者団体約 645 団体あてに、経済産業大臣、公正取引委員会委員長代理委員の連盟で要請するとともに、下請中小企業振興法の振興基準を遵守し、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体 745 団体に対し、経済産業大臣又は経済産業大臣と主務大臣の連名等で要請した。

(3) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)

下請代金法による取締りにとどまらず、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引を一層推進していくことが重要であるとの認識の下、これまでに「素形材」、「自動車」、「産業機械・航空機等」、「繊維」、「情報通信機器」、「情報サービス・ソフトウェア」、「広告」、「建設」、「トラック運送」、「建材・住宅設備」、「放送コンテンツ」、「鉄鋼産業」、「化学産業」、「紙・紙加工品産業」、「印刷産業」の 15 業種で下請ガイドラインを策定しており、平成 24 年度においても、下請ガイドライン説明会([表 10] 参照)を行うなど、その普及啓発を行った。

なお、平成 25 年 4 月に「アニメーション制作業」のガイドラインを新規に策定したため、現在は 16 業種で策定している。

※「アニメーション制作業」含め 16 業種の下請ガイドラインは以下の URL を参照。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

[表 10] 業種別の下請ガイドライン説明会の開催実績

業 種	開催回数	受講者数	業 種	開催回数	受講者数
素形材	21 回	753 名	トラック運送	20 回	682 名
自動車	25 回	974 名	建材・住宅設備	4 回	65 名
産業機械・航空機等	25 回	596 名	放送コンテンツ	2 回	50 名
繊維	5 回	87 名	鉄鋼産業	6 回	186 名
情報通信機器	7 回	222 名	化学産業	6 回	174 名
情報サービス・ソフトウェア	6 回	179 名	紙・紙加工品産業	4 回	106 名
広告	4 回	138 名	印刷産業	8 回	146 名
建設	62 回	1,601 名	全体	11 回	246 名
			合 計	216 回	6,205 名